

栃木県保健福祉部障害福祉課「ナイチュウ」ツイッター運用方針

平成 25 (2013) 年 4 月 1 日
一部改正 令和 2 (2020) 年 12 月 1 日
栃木県保健福祉部障害福祉課

1 目的

本方針は、栃木県保健福祉部障害福祉課（以下「障害福祉課」という。）が運営する「ナイチュウ」ツイッター（https://twitter.com/NiceHeart_TCG）の運用に関する事項について定める。

2 基本方針

「ナイチュウ」ツイッターは、とちぎナイスハート推進マスコットキャラクター「ナイチュウ」が、障害者の就労支援や社会参加に関する情報を発信することにより、県民の理解促進を図ることを目的とする。

3 運用方針

(1) 「ナイチュウ」ツイッターは、障害福祉課の職員が以下のとおり運用するものとする。

- ア 情報を発信する時間帯は平日の 8 時 30 分から 17 時を原則とする。
- イ フォロー及び返信は必要に応じて随時行う。

(2) 「ナイチュウ」ツイッターでは次の情報を発信する。

- ア 障害者の就労支援及び社会参加に関する情報
- イ 障害福祉課ホームページの更新情報
- ウ その他障害福祉課長が認めた情報

4 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は保健福祉部障害福祉課ホームページに掲載し、周知する。また、本方針は必要に応じて変更するものとし、変更した場合は同ホームページを通じて周知する。